

## 特定生産緑地制度に関する説明会を開催します

～西東京市内に生産緑地をお持ちの皆様へ～

案

生産緑地の制度について平成29年に生産緑地法が一部改正され、生産緑地を計画的に保全することを目的として、新たに「特定生産緑地制度」が創設されました。

つきましては、本制度に関する説明会を開催いたします。

説明だけでなく、質疑の時間を設け、できる限り皆様のご質問にお答えしたいと考えております。

ご参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 【説明会の内容】

- ・ 特定生産緑地制度について
- ・ 特定生産緑地の指定手続きについて
- ・ 指定に向けたスケジュールについて
- ・ 質疑応答

※説明会の開催日程及び場所は、裏面をご覧ください。

## ●送付書類

本紙	特定生産緑地制度に関する説明会を開催します
資料 1	西東京市からのお知らせ
資料 2	生産緑地の指定状況等について
資料 3	生産緑地（特定生産緑地）に関するアンケート
参考資料	JA東京みらいからのお知らせ



西東京市マスコットキャラクター  
はなちゃん  
©2019 西東京市

特定生産緑地の指定手続きがはじまります！！

## 特定生産緑地説明会 日程・場所

日程	会場	住所	駐車場
①令和元年9月28日(土)	J A保谷支店 2階	泉町3-1-1	有
②令和元年10月2日(水)	新町福社会館	新町5-2-7	有
③令和元年10月3日(木)	向台地区会館	向台町2-13-12	無
④令和元年10月4日(金)	下保谷福社会館	下保谷4-3-20	無
⑤令和元年10月5日(土)	J A田無支店 2階	田無町5-10-1	有
⑥令和元年10月8日(火)	西東京市役所田無庁舎5階 502・503 会議室	南町5-6-13	有
⑦令和元年10月9日(水)	ひばりが丘北市民集会所	ひばりが丘北1-7-2	無
⑧令和元年10月11日(金)	上向台地区会館	向台町6-1-14	無
⑨令和元年10月16日(水)	西東京市役所保谷庁舎4階 研修室	中町1-5-1	有

**開催時間：いずれも 15 時 00 分から 17 時 00 分まで (14 時 45 分開場)**

※説明会には同封の書類をお持ち下さい。

※9日間とも同じ説明内容となります。

※進行状況により 17 時 00 分より前に終了する場合があります。

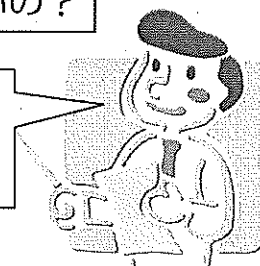
※駐車場は台数に限りがあるため、徒歩や自転車等でお越しください。

※田無庁舎・保谷庁舎の駐車場は、駐車時間が1時間を超えると有料となりますので、ご注意ください。

「特定生産緑地」は聞いたことはあるけれど、よくわからない・・・何をすればいいの？



説明会で市の職員がお答えいたします！  
参加には予約はいりませんので、  
ご都合の良い日にご参加ください。



### 【お問合せ先】

■生産緑地・特定生産緑地に関すること  
都市整備部都市計画課都市計画担当 Tel.042-438-4050

■農地や相続税等の納税猶予に関すること  
農業委員会事務局 Tel.042-438-4044

特定生産緑地の指定・延長（生産緑地法第10条の2） 提出書類一覧

提出書類	部数	入手場所	その他
特定生産緑地（指定・延長）申請書兼 農地等利害関係人同意確認書	1部	西東京市役所 保谷庁舎都市計画課（5F） ※本書にも同封しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者は、土地の所有者</li> <li>押印（実印）が必要</li> <li>ほかに農地等利害関係人がいる場合は、同意欄に記入と押印（実印）が必要</li> <li>※「農地等利害関係人」とは…土地所有者（共有者を含む）のほか、土地に関する権利を有する方等を指し、抵当権や借地権、小作権等権利などがあげられます</li> </ul>
印鑑証明書（原本）	農地等利害 関係人全員	西東京市役所 田無庁舎市民課（2F） 保谷庁舎総合窓口（1F） ※ほか出張所・自動交付機などでも発行可能です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>3ヶ月以内に発行されたもの</li> </ul>
土地登記事項証明書 （全部事項証明書）	申出をする 土地すべて	東京法務局 田無出張所	<ul style="list-style-type: none"> <li>3ヶ月以内に発行されたもの</li> <li>法務局で取得したものに限り（インターネットで取得したものは不可）</li> </ul>
公図	申出をする 土地すべて	東京法務局 田無出張所	<ul style="list-style-type: none"> <li>3ヶ月以内に発行されたもの</li> <li>法務局で取得したものに限り（インターネットで取得したものは不可）</li> </ul>
案内図	1部		<ul style="list-style-type: none"> <li>申請する農地等の位置がわかる図面（住宅地図等）</li> </ul>
委任状 （任意書式）	1部		<ul style="list-style-type: none"> <li>代理人（農協など）が申請書を提出する場合のみ必要</li> <li>委任者の押印（実印）が必要</li> </ul>



生産緑地を所有の方は、

必ずお読みください！！

案

**特定生産緑地の指定手続きが始まります**

**特定生産緑地とは**

生産緑地地区に指定されてから30年を経過する日（以下「申出基準日」と言う。）より前に所有者等の意向により特定生産緑地に指定すると、申出基準日から10年間に於いて従来の税制措置が継続されます。  
※申出基準日を超えてしまうと、特定生産緑地に指定できません。

**特定生産緑地に指定する場合・しない場合**

生産緑地地区に指定されてから30年経過後は、いつでも買取り申出が可能となることから、税制措置が変わります。

特定生産緑地に指定することで、従来の生産緑地に措置されてきた税制が、継続されます。ただし、特定生産緑地の指定にあたっては、当該生産緑地が適切に管理されている必要があります。

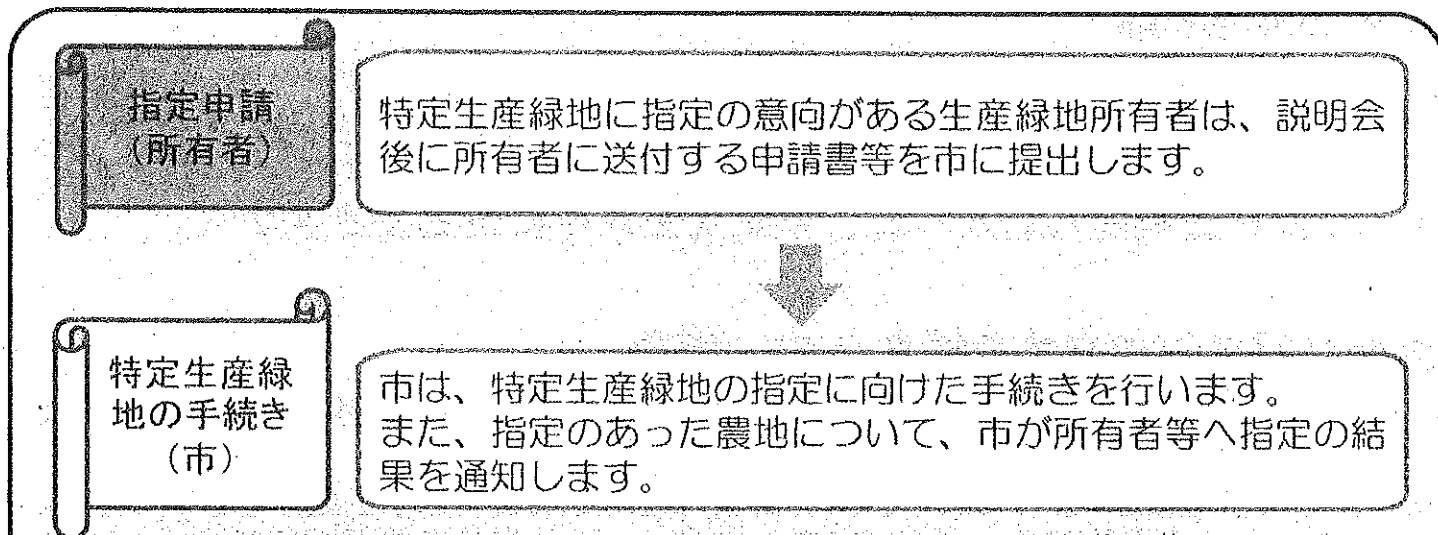
	特定生産緑地に 指定する場合	特定生産緑地に 指定しない場合 (生産緑地地区は継続)
固定資産税等の 評価	・今までどおり、農地評価・農地課税	・5年間で段階的に宅地並み課税まで上昇
相続税の 納税猶予	・納税猶予あり (終身営農で免除)	・納税猶予なし (現世代の納税猶予のみ終身営農で免除)
貸借地	・納税猶予の継続は可能	・現世代に限り、納税猶予の継続は可能(法に基づく賃借のみ)
買取申出 (生産緑地の解除)	・主たる従事者の死亡 ・故障 ・特定生産緑地の指定から10年経過	・いつでも買取申出が可能
肥培管理	・特定生産緑地及び生産緑地に指定されている限り、建築物の制限や肥培管理義務等は今までと同様	
継続方法	・10年毎に特定生産緑地の指定の手続きが必要	—

※特定生産緑地の指定は、平成4年度以降に生産緑地地区に指定されたものが対象となります。なお、平成3年度以前の旧生産緑地法により指定された生産緑地は対象外となります。

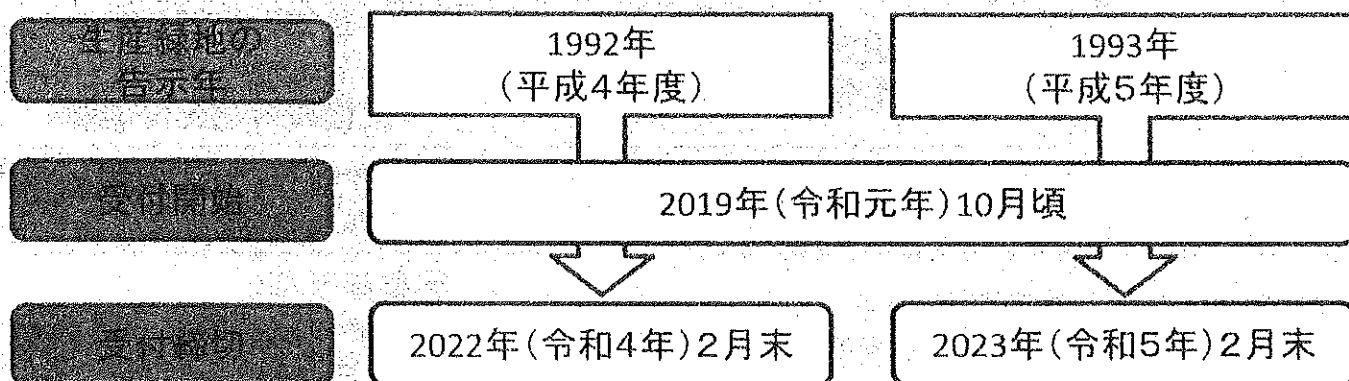
## 特定生産緑地の指定について

- 特定生産緑地に指定できる農地は、①、②の両方である必要があります。
  - ① 新法の生産緑地地区であること。
  - ② 適切に農地として肥培管理されていること。
- 生産緑地の一部を特定生産緑地に指定する場合は、分筆にご協力をお願いします。

## 特定生産緑地指定の流れ



## ○特定生産緑地指定手続きの受付期間



※1994年(平成6年)度以降に指定の生産緑地の所有者については、受付時期が近づきましたら、改めて市からご案内いたします。

※書類のご提出には、余裕をお持ちください!



西東京市

### 【お問合せ先】

西東京市 都市整備部 都市計画課 都市計画担当

TEL:042-438-4050 ファクス:042-438-2022

Eメール:toshikei@city.nishitokyo.lg.jp



生産緑地地区ホームページ

様

## 生産緑地の指定状況等について（お知らせ）

案

平成31年4月1日時点で指定されている、西東京都市計画生産緑地地区のうち、あなたが所有される生産緑地（平成4年度以降指定）の指定状況等については、下記のとおりです。

所有される生産緑地について、所在地番ごとに申出基準日をご確認のうえ、特定生産緑地の指定についてご検討ください。

記

	所在及び地番	地籍 (㎡)	告示日	申出基準日 (※1)	備考
1	西東京市 丁目 番				
2	西東京市 丁目 番				
3	西東京市 丁目 番				
4	西東京市 丁目 番				
5	西東京市 丁目 番				
6	西東京市 丁目 番				
7	西東京市 丁目 番				
8	西東京市 丁目 番				
9	西東京市 丁目 番				
10	西東京市 丁目 番				
11	西東京市 丁目 番				
12	西東京市 丁目 番				
13	西東京市 丁目 番				
14	西東京市 丁目 番				
15	西東京市 丁目 番				
16	西東京市 丁目 番				

※1 申出基準日：生産緑地地区都市計画決定(変更)告示日から30年を経過する日

※2 「所在及び地番」について、買取申出等の申請に伴う分合筆の届出があったもの以外は、当初指定の地番で記載しています。

※3 平成3年度以前に指定された生産緑地は、特定生産緑地指定対象外のため、記載しておりません。

【お問合せ先】

■西東京市都市整備部都市計画課 都市計画担当

TEL042-438-4050





## 生産緑地（特定生産緑地）に関するアンケート調査(案)

このアンケートは、西東京市内に平成4年度以降に指定した生産緑地を所有する皆様に、今後の生産緑地の利用方法等の予定について意向等を把握させていただくためにご協力をお願いするものです。

◆設問について、現時点における考えに最も近い選択肢に○をつけてください。

(回答どおりの手続きをお願いするものではありません)

※なお、回答の内容は適切に取り扱い、本調査の目的以外に使用することはありません。

住 所

氏 名

連絡先

問1 特定生産緑地の指定の意向について教えてください。

指定する ⇒問2へ	指定しない ⇒問3へ	未定 ⇒アンケート終了です
--------------	---------------	------------------

問2 検討している指定範囲について教えてください。

全域指定する ⇒アンケート終了です	一部指定する ⇒アンケート終了です
----------------------	----------------------

問3 指定しない理由を教えてください。

農地以外の土地 利用を予定	生産緑地として 営農を予定	制度が わからない	その他 ( )
------------------	------------------	--------------	------------

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

アンケートをご記入されましたら、同封の返信用封筒で〇月〇日( )までにご返送いただくか、説明会にお持ちいただければ、職員が回収をさせていただきます。